

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 再生支援の申込みをすることができる事業者の限定

株式会社企業再生支援機構による再生支援の申込みをすることができる事業者から、大規模な事業者として政令で定める事業者（再生支援による事業の再生が図られなければ、当該事業者の業務のみならず地域における総合的な経済活動に著しい障害が生じ、地域経済の再建、地域の信用秩序の維持又は雇用の状況に甚大な影響を及ぼすおそれがあると主務大臣が認めるものを除く。）を除くものとする。

二 その他

その他所要の規定を整備すること。